

改正概要

【改正理由】

■静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領

令和5年度に当初設計金額によらず発注者指定型とするよう要領を改正し、発注者指定型を拡大することで週休2日達成率の向上を図ってきた。

一方で、週休2日推進工事は、令和6年度から時間外労働の上限規制が建設業にも適用されることから、週休2日の確保は急務となっている。

週休2日推進工事における対象工事の拡大を検討する中で、災害復旧工事は対象外となっている。そのことから、受注者側の意見から、災害復旧工事を受注して頑張っ週休2日を達成しても評定による加点がないと意見を頂いている。

そこで、週休2日推進工事では、対象工事について災害復旧工事を含むよう要領を改正し、週休2日対象工事の拡大を図る。

■【Q&A】静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領の解説

実施要領の改正にあわせ、Q&Aを修正する。

■静岡県 週休2日推進工事積算要領

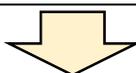
国土交通省の週休2日の改定により、標準単価の補正率が変更されたことから、補正式による計算が不明になり、適切な積算が行えないため、標準単価について内容を追記する。

【改正箇所】

■静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領

・対象工事

(2) 通年維持工事、災害復旧工事（改良復旧工事を含む）



(2) 通年維持工事、緊急性の高い応急対策工事等

■【Q&A】静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領の解説

対象工事に関するQA（Q1）を追記

■静岡県 週休2日推進工事積算要領

標準単価における週休2日の補正式及び補正係数表の追記

【適用時期】

令和6年4月1日から積算するものに適用する。